

26神広監第10号
平成26年7月25日

神奈川県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 林 文子 様

神奈川県後期高齢者医療広域連合

監査委員 森 高繁

監査委員職務執行者 粕谷 葉子

平成25年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算審査意見について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する第233条第2項の規定により審査に付された平成25年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算及び証書類その他政令で定める書類を審査したので、その結果について、次のとおり意見を提出する。

平成25年度

神奈川県後期高齢者医療広域連合
一般会計・後期高齢者医療特別会計
歳入歳出決算審査意見書

神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員

平成25年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者
医療特別会計歳入歳出決算の審査意見

第1 審査の対象

- (1) 一般会計歳入歳出決算書・歳入歳出決算事項別明細書・実質収支に関する調書
- (2) 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書・歳入歳出決算事項別明細書・実質収支に関する調書
- (3) 財産に関する調書

第2 審査の期間

平成26年6月1日から平成26年7月25日まで

第3 審査の方法

平成25年度一般会計及び後期高齢者医療特別会計決算の審査に当たっては、監査実施計画書に基づき、決算計数が正確であるか、予算の執行が適正かつ効率的に行われているかといった点を検証するため、関係帳票類との照合等を行うとともに、必要に応じて関係職員に資料提出や説明を求め、さらに例月現金出納検査の提出資料も参考にして審査した。

第4 審査の結果

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の計数は、いずれも正確であると認められた。

歳入歳出予算の執行は、全体としては適正かつ効率的に施行されていると認められた。

第5 審査の概要

1 歳入歳出決算書及び同事項別明細書の審査

(1) 総括

ア 決算状況

平成25年度一般会計及び後期高齢者医療特別会計の決算状況は、次表のとおりである。

(単位：円)

区分	予算現額	歳入	歳出	歳入歳出差引額	
総額	737,585,804,000	727,277,352,085	706,824,482,770	20,452,869,315	
内訳	一般会計	2,295,629,000	2,295,612,838	2,090,091,881	205,520,957
	後期高齢者医療特別会計	735,290,175,000	724,981,739,247	704,734,390,889	20,247,348,358

本年度は、予算現額 737,585,804,000 円に対し

歳入 727,277,352,085 円 (予算現額に対する割合 98.60%)

歳出 706,824,482,770 円 (予算現額に対する割合 95.83%)

差引額は 20,452,869,315 円 である。

イ 前年度との比較

決算収支の前年度との比較は、次表のとおりである。

決算収支年度別比較表

(単位：円・%)

区分	平成25年度	平成24年度	増減額	増減率	
歳入	727,277,352,085	678,556,317,890	48,721,034,195	7.18	
歳出	706,824,482,770	670,244,096,926	36,580,385,844	5.46	
歳入歳出差引額 A	20,452,869,315	8,312,220,964	12,140,648,351	146.06	
内訳	一般会計	205,520,957	308,035,325	△ 102,514,368	△ 33.28
	後期高齢者医療特別会計	20,247,348,358	8,004,185,639	12,243,162,719	152.96
翌年度に繰り越すべき財源 B	0	0	0	-	
内訳	一般会計	0	0	0	-
	後期高齢者医療特別会計	0	0	0	-
実質収支 C(=A-B)	20,452,869,315	8,312,220,964	12,140,648,351	146.06	
単年度収支 C-(前年度C)	12,140,648,351	6,986,032,657	5,154,615,694	73.78	

(注) 増減率については、小数点以下第3位を四捨五入している。

決算額を前年度と比較すると、歳入額は 48,721,034,195 円（7.18%）の増、歳出額は 36,580,385,844 円（5.46%）の増であった。

一般会計と後期高齢者医療特別会計を合わせた歳入歳出差引額は 20,452,869,315 円で、翌年度に繰り越すべき財源がないため、実質収支も同額となっている。

なお、この中には前年度の繰越額 8,312,220,964 円が含まれており、これを差し引いた単年度収支は 12,140,648,351 円となっている。

（２） 一般会計

ア 歳入

歳入予算の款別執行状況は、次表のとおりである。

（単位：円・%）

区 分	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	予算現額と収入済額との比較 C-A	収入未済額	不納欠損額	収入率 C/A	収入済額に係る 構成比
分担金及び負担金	1,771,684,000	1,771,684,000	1,771,684,000	0	0	0	100.00	77.18
国庫支出金	210,483,000	210,745,508	210,745,508	262,508	0	0	100.12	9.18
財産収入	45,000	122,292	122,292	77,292	0	0	271.76	0.01
繰入金	5,281,000	4,692,882	4,692,882	△ 588,118	0	0	88.86	0.20
繰越金	308,035,000	308,035,325	308,035,325	325	0	0	100.00	13.42
諸収入	101,000	332,831	332,831	231,831	0	0	329.54	0.01
計	2,295,629,000	2,295,612,838	2,295,612,838	△ 16,162	0	0	100.00	100.00

（注）収入率及び収入済額に係る構成比については、小数点以下第3位を四捨五入している。また、端数調整していないため、合計等と一致しない場合がある。

収入済額は、2,295,612,838 円であり、前年度の 2,649,598,359 円に比べ、353,985,521 円（13.36%）の減であった。収入済額が減少した主な理由としては、分担金及び負担金が 195,149,000 円、繰越金が 108,350,711 円減少したためである。

予算現額（2,295,629,000 円）に対する収入率は 100.00%である。

また、収入未済額及び不納欠損額は 0 円である。

イ 歳出

歳出予算の款別執行状況は、次表のとおりである。

(単位：円・%)

区 分	予算現額 A	支出済額 B	翌年度繰越額 C	不 用 額 A - (B+C)	執行率 B/A	支出済額 に係る 構成比
議 会 費	1,452,000	994,929	0	457,071	68.52	0.05
総 務 費	2,284,176,000	2,089,096,952	0	195,079,048	91.46	99.95
民 生 費	1,000	0	0	1,000	0.00	0.00
予 備 費	10,000,000	0	0	10,000,000	0.00	0.00
計	2,295,629,000	2,090,091,881	0	205,537,119	91.05	100.00

(注) 執行率及び支出済額に係る構成比については、小数点以下第3位を四捨五入している。また、端数調整していないため、合計等と一致しない場合がある。

支出済額は、2,090,091,881円であり、前年度の2,341,563,034円に比べ、251,471,153円(10.74%)の減であった。支出済額が減少した主な理由としては、総務費が249,592,997円減少したためである。

予算現額(2,295,629,000円)に対する執行率は91.05%であり、翌年度に繰り越すべき額は0円であったため、205,537,119円が不用額となった。

総務費の主な内訳は、電算システム関係費593,928,638円、広域連合事業費負担金314,598,074円、医療費適正化事業費286,624,000円、高齢者医療管理費215,295,928円、給付関係事業費213,541,592円であり、これらで総務費の77.74%を占めている。

(3) 後期高齢者医療特別会計

ア 歳入

歳入予算の款別執行状況は、次表のとおりである。

(単位：円・%)

区 分	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	予算現額と収入済額との比較 C-A	収入未済額	不納欠損額	収入率 C/A	収入済額に係る構成比
市町村支出金	144,161,941,000	143,384,211,601	143,384,211,601	△ 777,729,399	0	0	99.46	19.78
国庫支出金	202,102,013,000	206,483,704,013	206,483,704,013	4,381,691,013	0	0	102.17	28.48
県支出金	59,879,218,000	54,289,056,000	54,289,056,000	△ 5,590,162,000	0	0	90.66	7.49
支払基金交付金	314,586,763,000	305,947,614,000	305,947,614,000	△ 8,639,149,000	0	0	97.25	42.20
特別高額医療費 共同事業交付金	190,643,000	178,183,819	178,183,819	△ 12,459,181	0	0	93.46	0.02
財産収入	1,492,000	532,769	532,769	△ 959,231	0	0	35.71	0.00
繰入金	5,955,773,000	5,903,845,271	5,903,845,271	△ 51,927,729	0	0	99.13	0.81
繰越金	8,004,186,000	8,004,185,639	8,004,185,639	△ 361	0	0	100.00	1.10
県財政安定化 基金借入金	1,000	0	0	△ 1,000	0	0	0.00	0.00
諸収入	408,145,000	790,429,155	790,406,135	382,261,135	23,020	0	193.66	0.11
計	735,290,175,000	724,981,762,267	724,981,739,247	△ 10,308,435,753	23,020	0	98.60	100.00

(注) 収入率及び収入済額に係る構成比については、小数点以下第3位を四捨五入している。また、端数調整していないため、合計等と一致しない場合がある。

収入済額は、724,981,739,247 円であり、前年度の 675,906,719,531 円に比べ、49,075,019,716 円 (7.26%) の増であった。収入済額が増加した主な理由としては、国庫支出金が 15,618,371,679 円、支払基金交付金が 14,178,466,433 円、市町村支出金が 11,786,060,775 円、繰越金が 7,094,383,368 円増加したためである。

予算現額 (735,290,175,000 円) に対する収入率は 98.60% である。

また、収入未済額は 23,020 円で、雑入 (返納金) において発生している。

不納欠損額は 0 円である。

イ 歳出

歳出予算の款別執行状況は、次表のとおりである。

(単位：円・%)

区 分	予算現額 A	支出済額 B	翌年度繰越額 C	不 用 額 A - (B+C)	執行率 B/A	支出済額 に係る 構成比
保 険 給 付 費	723,466,502,000	693,374,394,733	0	30,092,107,267	95.84	98.39
県財政安定化基金 拠 出 金	618,450,000	590,721,000	0	27,729,000	95.52	0.08
特別高額医療費 共同事業拠出金	190,643,000	151,911,168	0	38,731,832	79.68	0.02
保 健 事 業 費	2,195,255,000	1,965,836,239	0	229,418,761	89.55	0.28
基 金 積 立 金	2,608,837,000	2,607,877,769	0	959,231	99.96	0.37
公 債 費	10,000,000	0	0	10,000,000	0.00	0.00
諸 支 出 金	6,200,488,000	6,043,649,980	0	156,838,020	97.47	0.86
計	735,290,175,000	704,734,390,889	0	30,555,784,111	95.84	100.00

(注) 執行率及び支出済額に係る構成比については、小数点以下第3位を四捨五入している。また、端数調整していないため、合計等と一致しない場合がある。

支出済額は、704,734,390,889 円であり、前年度の 667,902,533,892 円に比べ、36,831,856,997 円 (5.51%) の増であった。支出済額が増加した主な理由としては、保険給付費が 34,162,287,963 円増加したことや、諸支出金が 5,779,417,098 円増加したためである。

予算現額 (735,290,175,000 円) に対する執行率は 95.84% であり、翌年度に繰り越すべき額は 0 円であったため、30,555,784,111 円が不用額となった。

保険給付費の内訳は、療養給付費等 (療養給付費、療養費等、高額療養費、高額介護合算療養費) 689,144,486,699 円、審査支払手数料 1,948,058,034 円、葬祭費 2,281,850,000 円である。

2 実質収支に関する調書の審査

(1) 様式及び計数の審査

審査に付された実質収支に関する調書は、適法に作成されており、記載された金額は正確であると認められた。

ア 一般会計

実 質 収 支 額

(単位：千円)

歳入歳出差引額 (形式収支) A	翌年度に繰り越すべき財源 B			実質収支額 A - B
	継 続 費 通次繰越額	繰越明許費 繰 越 額	事故繰越し 繰 越 額	
205,521	0	0	0	205,521

イ 後期高齢者医療特別会計

実 質 収 支 額

(単位：千円)

歳入歳出差引額 (形式収支) A	翌年度に繰り越すべき財源 B			実質収支額 A - B
	継 続 費 通次繰越額	繰越明許費 繰 越 額	事故繰越し 繰 越 額	
20,247,348	0	0	0	20,247,348

(注) 「歳入歳出差引額(形式収支)」の額は、千円未満の端数を四捨五入した歳入総額と歳出総額の差を記載している。

(2) 繰越しの適否及び繰越財源の確認

予算の繰越しはない。

3 財産に関する調書の審査

広域連合事務局において、平成25年度中に公有財産、重要な物品及び債権の取得はなかったため、該当する財産はない。

基金のうち、後期高齢者医療療養給付費等支払準備基金は、後期高齢者医療特定期間内の財政の均衡を図るために設置されたものである。平成25年度末の現在高は 3,304,527,211 円となっている。

後期高齢者医療制度臨時特例基金は、被扶養者であった被保険者及び所得の低い被保険者の保険料減額、後期高齢者医療制度に関する説明会の開催及び周知広報並びにきめ細やかな相談を実施するための体制整備を行い、制度の円滑な運営を図ることを目的とするものである。平成25年度末の現在高は 184,295,622 円となっている。

財政調整基金は被保険者証の一斉更新業務を行うための臨時的経費が2年毎に必ず発生するところ、この経費については市町村負担金に上乗せすることから、隔年で負担金が大幅に増減してしまうため、各年度の共通経費の平準化と安定した財政運営を目的として平成24年度に設置されたものである。平成25年度末の現在高は 520,982,916 円となっている。

後期高齢者医療療養給付費等支払準備基金

区 分	平成 2 4 年度末 現在高 A (H25. 3. 31現在)	決算年度中増減額 B		平成 2 5 年度末 現在高 A + B (H26. 3. 31現在)
		積立額	取崩額	
現 金	2,947,054,489	357,472,722		3,304,527,211
		2,607,477,211	△ 2,250,004,489	

後期高齢者医療制度臨時特例基金

区 分	平成 2 4 年度末 現在高 A (H25. 3. 31現在)	決算年度中増減額 B		平成 2 5 年度末 現在高 A + B (H26. 3. 31現在)
		積立額	取崩額	
現 金	3,841,773,728	△ 3,657,478,106		184,295,622
		400,558	△ 3,657,878,664	

財政調整基金

区 分	平成 2 4 年度末 現在高 A (H25. 3. 31現在)	決算年度中増減額 B		平成 2 5 年度末 現在高 A + B (H26. 3. 31現在)
		積立額	取崩額	
現 金	223,544,102	297,438,814		520,982,916
		297,438,814	0	

意見

平成25年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計における決算審査の状況については以上のとおりである。

平成25年度決算に係る審査を行った結果、広域連合事務局は所管の事務事業について法令等を遵守し、全体としては適正かつ効率的に処理されていると認められた。

会計別に見てみると、一般会計においては、予算総額が22億9,562万9千円、歳入歳出差引残額が2億552万957円となった。これは、歳入については、市町村からの分担金及び負担金などを予算どおりに収入したが、歳出については、一般競争入札の積極的な活用等、事務的経費の効率的な執行に努めた結果、総務費の高齢者医療関係費等の支出が予算額を下回ったことなどにより生じたものである。

後期高齢者医療特別会計においては、予算総額が7,352億9,017万5千円、歳入歳出差引残額が202億4,734万8,358円となった。これは、約142億円が負担金の精算分として、翌年度に国等へ返還するものであり、残りの約60億円は療養給付費等の支出が予算額を下回ったことなどにより生じたものである。

また、滞納金等の収納においては、市町村と連携し、積極的な徴収に努めたことにより、予算額を上回る収入があった。今後も積極的な歳入の確保に努めるとともに、事業の執行に当たっては限りある財源を有効に活用し、歳入歳出両面についての改善を図り、規律ある財政運営を図られたい。

現在、社会保障制度改革国民会議等において、後期高齢者医療制度を含めた医療保険制度全体の在り方について議論された結果、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律が制定され、現行制度を維持しつつ、必要に応じ、見直しに向けた検討を行うものと定められたが、高齢化のより一層の進行により、今後も厳しい財政運営が続くことが予想される。そのような状況の中で神奈川県後期高齢者医療広域連合としては、被保険者の方々安心して医療サービスを受け続けることができるよう、国、県及び市町村との連携、協力を今まで以上に図りながら、現制度の安定した運営を実施するため、より一層尽力されたい。

